

2024 年度 業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する予備交渉

- ・ 日 時：令和 6 年 3 月 21 日（木曜日）午後 4 時 10 分から午後 4 時 15 分まで
- ・ 場 所：副首都推進局第 1 会議室
- ・ 出席者：（副首都推進局）総務担当係長
（大阪市職員労働組合市民支部）書記長

- ・ 内 容
（市民支部）

2024 年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ交渉を行いたい。

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は勤務労働条件に大きく関わるものであると認識している。市民支部として「2024 年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保」に関し、

- ・ 1 点目

2024 年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る十分な情報を提供すること。

- ・ 2 点目

所属内で恒常的に繁忙状況が生じている部門が固定化していることから、そうした部門について「仕事と人」の関係整理を行い、超過勤務の縮減に向け要員配置を含む実効性のある改善を行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を行わないこと。

- ・ 3 点目

安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「経営形態の変更」や「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。

- ・ 4 点目

この間経験したコロナ対応や大規模災害にかかる行政対応については、初動体制を含め業務継続性を考慮した体制確保が困難な状況が明らかであり、実効性のある体制を確保すること。また、他所属との兼務や応援派遣については「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検証を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。

- ・ 5 点目

働きやすい職場、風通しの良い職場をめざす観点から、セクハラ・パワハラへの対策は重要であるため、アンケート等の実効性あるとりくみにより現状把握に努めること。

以上の5点について、申し入れを行うので、交渉事項として誠意を持って対応するよう申し入れる。

(副首都推進局)

令和6年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する5項目の申し入れについて、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案及びそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であって職制が自らの判断と責任において行うものであるが、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件については交渉事項として誠意をもって交渉したいと考えている。

本交渉については、令和6年3月28日(木曜日)午後4時から、本庁舎5階副首都推進局大会議室で行うこととしたい。当局の出席者は、総務担当課長、総務担当課長代理を予定している。

(市民支部)

本交渉について、日時、場所共に了解した。組合側の出席者は、副支部長、書記長を予定している。